

被相続人の死亡により支払われる生命保険金の課税上の取り扱い

山口 昇 税理士

Q

私は新潟県内において板金工事業を営む個人事業者です。以前より、事業主である私に万が一のことがあった場合のために、長男を受取人とする生命保険をかけておりますが、仮に、死亡保険金が支払われる際は、その保険金は相続財産として相続税の課税の対象となるのでしょうか。

相続税とは

相続税は被相続人から相続または遺贈（死因贈与を含む）により財産を取得した者の課税価格の合計額から非課税財産、債務や葬式費用を差し引いた額が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合に課税される仕組みです（表1）。

生命保険金の取り扱い

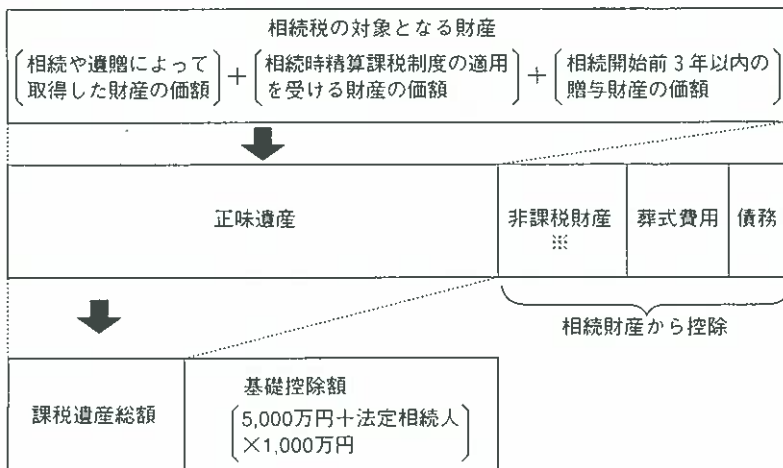
生命保険契約に基づき、被保険者の死亡によりその相続人その他の者が取得する死亡保険金（一時金）についての課税関係は（表2）のとおりです。

このうち、ケース①およびケース④の死亡保険金は、相続または遺贈により取得したものとみなされて相続税の対象となる財産となります。

この生命保険金は民法上本来の相続または遺贈によって取得する財産ではありません

が、実質的にはこれと同様な経済的効果があるものとみて、課税の公平を図る見地から相続財産としているものです。

〈表1〉課税遺産総額の計算の仕組み



※非課税財産とは

- ①死亡保険金 500万円×法定相続人の数
- ②死亡退職金 500万円×法定相続人の数
- ③墓地、墓石、仏壇、仏具等
- ④その他

〈表2〉死亡保険金の課税関係

	契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人	課税関係
ケース①	夫	夫	妻または子	相続税（みなし相続財産）
ケース②	夫	妻	夫	所得税（一時所得）
ケース③	夫	妻	子	贈与税
ケース④	妻	妻	夫または子	相続税（みなし相続財産）
ケース⑤	妻	夫	妻	所得税（一時所得）
ケース⑥	妻	夫	子	贈与税

保険金の非課税限度額

被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険金等を取得した場合においては、その保険金受取人について、その生命保険金のうち被相続人が負担した保険料に対応する部分は相続または遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税対象となりますが、そのうち相続人が相続によ

〈表3〉 相続例の計算例

(A)の場合 [2,000万円を生命保険金で残す場合]	
①相続財産	
生命保険金	2,000万円
その他の財産	16,000万円
②課税遺産総額	
(非課税分)	基礎控除
[(2,000万円-2,000万円)+16,000万円]-(5,000万円+1,000万円×4人)=7,000万円	
③相続税の総額	8,749,700円
④配偶者の税額軽減額	8,749,700円
⑤納付税額	③-④=0円
(B)の場合 [2,000万円を預貯金で残す場合]	
①相続財産	
預貯金	2,000万円
その他の財産	16,000万円
②課税遺産総額	
基礎控除	
[2,000万円+16,000万円]-(5,000万円+1,000万円×4人)=9,000万円	
③相続税の総額	12,250,000円
④配偶者の税額軽減額	10,888,888円
⑤納付税額	③-④=1,361,100円 (100円未満切捨て)

り取得した保険金等については、一定の金額が非課税とされます。一定の金額とは次の金額をいいます。

五〇〇万円×法定相続人の数

これは、生命保険制度を通じて貯蓄の促進を図るほか、被相続人の死後における相続人の生活の安定等を考慮してのことと思われる。

〈表4〉 保険の活用事例

〈保険加入事例〉 (外資系生命保険)

1. 保険の種類 終身保険
2. 被保険者 70歳 (男性)
3. 払込期間 3年間全期前納一括払い
4. 保険金 2,000万円
5. 保険料 1,844万円 (一時払い)

	保険金	支払保険料	A 未経過保険料	B 解約返戻金	C (A+B) 解約時受取額	返戻率
	千円	千円	千円	千円	千円	%
1年目	20,000	18,445	12,312	5,172	17,484	94.78
2年目	20,000	0	6,163	10,964	17,127	92.85
3年目	20,000	0	0	17,022	17,022	92.28
10年目	20,000	0	0	18,014	18,014	97.66
15年目	20,000	0	0	18,596	18,596	100.81
20年目	20,000	0	0	19,052	19,052	103.28
：						

預貯金より保険金で残す

今ほど述べたように、相続人等が取得する生命保険金については、法定相続人一人につき五〇〇万円までは相続税の対象となる財産には含まれません。

仮に法定相続人が配偶者と子供三人の場合において、(A)取得する生命保険金二〇〇万円と、その他の財産が一億六〇〇〇万

円、配偶者控除を最大限に利用して遺産分割協議を行った場合の相続税はゼロとなりますが、(B)相続財産が預貯金二〇〇万円とその他の財産一億六〇〇〇万円の場合には、相続税が一三六万一一〇〇円となります(表3)。

同じ二〇〇万円を預貯金で相続するよりも、生命保険金で相続したほうが一三六万一一〇〇円も有利になり、納税資金も多

保険の活用事例

先の例では、預貯金で相続するよりも、保険金で相続するほうが有利とありますが、財産所有者がすでに高齢で保険期間が満期となって生命保険契約が終了していたりする場合が多く、現在保険に未加入の場合でも、最低でも非課税枠までは保険に加入することを検討をされてみてはいかがでしょうか。

高齢者等でも加入できる保険(払込保険料のほとんどが貯蓄部分で、払込保険料の合計と保険金の額に開きがありません)も販売されていますので、参考までに紹介いたします(表4)。